



まちの話題



5月20日任期満了となる福生市長選挙にふさわしい標語を募集します。

応募資格 市内在住、在勤、在学の方

応募方法 はがき1枚に標語

福生市長選挙標語の募集!

2点まで記入し、住所、氏名、電話番号を明記のうえ、

2月15日(消印有効)までに、
〒197-8501福生市本町5番地
福生市選挙管理委員会事務局へ。

JR福生駅の羽村寄りホーム階段にエスカレーターが2基設置され、12月15日に利用が開始されました。目に優しい青色の手摺りで、ステップの横幅が広めに作られています。

交通安全
新年街頭
指導出動式



昭和54年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた方は案内状をお送りしました。

1月10日は成人式



案内状は届きましたか?

保護者の方も入場できますので、一緒にどうぞ。

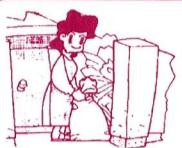
日時 1月10日(成人の日)午後1時受付 午後1時30分開式

*今年は、午後2時30分~4時30分に、実行委員会による「つどい」が行われます。映画会、立食パーティーなどが準備されています。

場所 市民会館大ホール
問合せ 社会教育課社会教育係
(☎ 552-5511)へ。
場所 市役所前庭
問合せ 地域防災課地域防災係
(内線277)へ。

武藏野台児童館お正月遊び月間

1月は、けんだま・こま・カルタ・はねつきなどお正月ならではの遊びが登場します。また、冬休み中はたくさんのお友達が集まり、ジャンボカルタ・すごろく大会も臨時で行います。
期間 1月4日~31日 対象 小学生以上
問合せ 武藏野台児童館(☎ 553-8822)へ。



ごみの監視事業を開始しました

昨年10月、市内全域においてごみと資源の収集方法が変更され、市民の皆さんのがみと資源の分別に積極的に取り組まれたことにより大幅にごみを減らすことができました。市では今後より一層のごみ減量と資源の有効利用をめざして、本年1月より、ごみの減量監視事業を開始しました。

市の腕章をつけた監視員がごみの正しい出し方を市民、事業者の皆さんにお知らせするために市内を巡回し、出されたごみを確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、ごみに関するご質問などがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ 清掃課清掃係（内線332・333）へ。

ごみの監視事業を開始しました

昨年10月、市内全域においてごみと資源の収集方法が変更され、市民の皆さんのがみと資源の分別に積極的に取り組まれたことにより大幅にごみを減らすことができました。市では今後より一層のごみ減量と資源の有効利用をめざして、本年1月より、ごみの減量監視事業を開始しました。

市の腕章をつけた監視員がごみの正しい出し方を市民、事業者の皆さんにお知らせするために市内を巡回し、出されたごみを確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、ごみに関するご質問などがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ 清掃課清掃係（内線332・333）へ。

ご参加ください

体育館後期スポーツ教室

中央体育館後期スポーツ教室

申込み 1月13日（木）から各体育館へ（中央体育館を除き、電話も可）。参加費のあるものは参加費を添えて、直接、お申込みください。

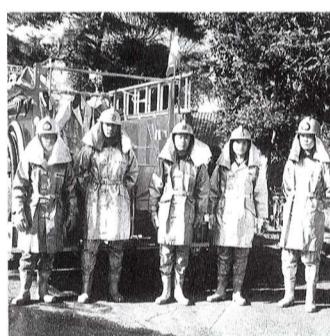
申込み・問合せ
中央体育館
熊川地域体育館
福生地域体育館
☎ 530-552-552
・ 8-1-9-8-0
1-1

No.	事業名	対象	曜日	時間	期間	回数	備考
①	小学生バレーボール教室	小学4年～6年生	水土	午後2時30分～4時30分	1月26日～3月11日	13	保護者の承諾が必要です。
②	小学生バドミントン教室	"	水土	午後3時30分～5時 午後2時～4時	"	13	参加費500円
③	ビーチボール教室	一般	水	午前10時～11時30分	1月26日～3月8日	7	参加費300円
④	レディースフィットネス教室	"	木	"	1月27日～3月9日	7	
⑤	若草健康教室	高齢者	木	午後1時30分～3時30分	"	7	
⑥	リフレッシュ健康教室	一般	金	午前10時～正午	1月21日～3月10日	7	
⑦	卓球教室	初級者	金	午前10時～11時30分	"	7	
⑧	ヘルシートレーニング教室	一般	金	午後7時30分～9時	"	7	
⑨	幼児体操教室	3・4歳児	土	午前10時30分～11時30分	1月22日～3月11日	7	
⑩	幼児体操教室	5・6歳児	土	午後1時～2時	"	7	小学生を除く先着30人

福生地域体育館後期スポーツ教室

No.	事業名	対象	曜日	時間	期間	回数	備考
①	ソフトエアロビクス教室	一般	火	午前10時～11時	1月25日～3月7日	7	先着70人
②	のびのび健康教室（気功とストレッチ）	65歳以上	火	午後2時～3時30分	"	7	
③	卓球教室	初・中級者	水	午前10時～正午	1月26日～3月8日	7	
④	ジュニアスポーツ教室	小学1年～3年生	水	午後3時～4時15分	"	7	先着30人 保護者の承諾が必要です。
⑤	ダーツ教室	初心者	水	午後7時30分～9時	"	7	先着20人 身障者可
⑥	シニア体操教室	50歳以上	木	午前10時～正午	1月27日～3月9日	7	
⑦	バドミントン教室（夜間コース）	初・中級者	木	午後7時30分～9時30分	"	7	参加費1,000円
⑧	バドミントン教室（午前コース）	"	金	午前10時～正午	1月28日～3月10日	6	参加費1,000円
⑨	親子体操教室	3・4歳児と親	土	午前11時～正午	1月29日～3月11日	6	
⑩	ビーチボール教室	一般	土	午後7時30分～9時	"	6	参加費300円

No.	事業名	対象	曜日	時間	期間	回数	備考
①	エアロビクス教室	一般	火	午前10時～11時15分	1月25日～3月7日	7	先着50人
②	卓球教室（夜間コース）	"	火	午後7時30分～9時30分	"	7	
③	ビーチボール教室	"	火	午後7時30分～9時	"	7	参加費300円
④	卓球教室（午前コース）	"	水	午前10時～11時30分	1月26日～3月8日	7	
⑤	小学生バスケットボール教室	小学4年～6年生	水	午後2時30分～4時30分	"	7	保護者の承諾が必要です。
⑥	エンジョイ軽体操教室	一般	木	午前10時～正午	1月27日～3月9日	7	
⑦	フィットネス教室	"	木	午後7時30分～9時30分	"	7	
⑧	バドミントン教室	"	金	午後7時30分～9時30分	1月21日～3月10日	7	参加費1,000円
⑨	インディアカ教室	"	土	午前10時～正午	1月22日～3月11日	7	参加費300円
⑩	幼児体操教室	年中児 年長児	土	午後1時30分～2時30分	"	7	先着45人
⑪	身障者スポーツ教室	身障者	日	午前10時～正午	1月～3月	毎月2回	



ダードとして幅広く防災活動の中
が街福生の安全を守る』とい
う精神に基づき、地域の防災リ
ーは、ますます重要なものとなっ
てきています。

東京を襲う災害は近年、生活環
境の変化とともに多様化、複
雑化する傾向にあります。加えて
近な防災機関「消防団」の活動
は、ますます重要なものとなっ
てきています。

福生市消防団員募集

文化財は貴重な歴史遺産です。
所有者や管理者はもとより、市
民一人ひとりが文化財を守り、
文化財を貴重な歴史遺産です。

昭和24年1月26日法隆寺金堂
の壁画が焼損し、翌25年7月25
日には、金閣寺が放火により消
失しました。

文化財防衛訓練が行われます



燃やすまい 未来に引き継ぐ
文化財 燃やすまい 未来に引き継ぐ
(文化財防火標語)

1月10日は「110番の日」

守ります
地域の安全
110番



110番は、事件・事故などが発生した場合の緊急通報電話です。

事件・事故にあった、目撃した、不審な人や物を見た…そんな時は「ためらわず110番」してください。

問合せ 福生警察署（☎ 551・0110）へ。

問合せ 線272）へ。

※入場無料
2927）へ。

入団資格
18歳以上の市内在住
で、志操堅固で身体強健な方
（福生市役所地域防災課内（内

地
域
防
災
の
中
核
と
して
活
躍
し
て
い
る
消
防
団
に、
あ
な
た
の
参
加
を
お
待
ち
し
て
い
ま
す

害が発生した場合には、迅速に
対応し、街と市民を守るのが消
防団の大きな役割です。

心的な役割を担っています。
とくに、防災訓練等で初期消
火や応急救護を市民に指導するな
ど、地域と密着した活動は、災害
に強い安全な街づくりの実現に
欠かせないものです。また、災

害が発生した場合には、迅速に
対応し、街と市民を守るのが消
防団の大きな役割です。

1月中旬から下旬にかけて、
調査員が各事業所にお伺いしま
すので、ご協力をお願いします。

問合せ 庶務課庶務係（内線
252）へ。

次世代へ継承していく必要があ
ります。

主催 福生消防署、福生市消防
問合せ 地域防災課地域防災係
(内線272)へ。

日時 1月22日(土)午前10時
場所 神明社（福生市福生
1081番地）

日時 1月22日(土)午前10時
場所 神明社（福生市福生
1081番地）

日時 1月22日(土)午前10時
場所 神明社（福生市福生
1081番地）

新春講演会 福生市商工会 インフォメーション

日時 1月19日(水)午後2時
場所 福生市商工会館3階ホー
ル

講師 小林宏氏（インダストリ
アリズム研究所長）

テーマ 地方自治の憲法上の問
題点と町づくりの考え方

問合せ 福生市商工会（☎ 551・
2927）へ。

動実態を把握することを目的と
した工業統計調査（従業者4人
以上）の製造業事業所が対象）が行
われます。

1月月中旬から下旬にかけて、
調査員が各事業所にお伺いしま
すので、ご協力をお願いします。

問合せ 庶務課庶務係（内線
252）へ。

構造統計調査（従業者30人以上
の製造業事業所が対象）が行
われます。

動実態を把握することを目的と
した工業統計調査（従業者4人
以上）の製造業事業所が対象）が行
われます。

構造統計調査（従業者30人以上
の製造業事業所が対象）が行
われます。

「石油等消費構造
統計調査」に
協力を！

市内商品券完売！

ドーンと使ってお得な「市内商品券」は、おかげをもちまして完売しました。なお、使用期限は3月10日(金)までですので、忘れずにお早めに
お使いください。問合せ 福生市商工会（☎ 551・2927）へ。

市役所の代表電話番号は

教育委員会だより

篆刻入門講座

石などに文字を刻み、書道や絵画などの様々な場面で活用される篆刻。篆書・刻法の技法を学びながら、自分の印やお友達の印をみなさんと一緒に作ってみませんか？

日時 2月10日(木)～3月16日(木)午前10時～正午 ※毎週木曜日 全6回

場所 公民館本館

定員 先着20人(初心者の方)

講師 原勇男氏

費用 2,500円(印刀・印材代など)=1回目に持参してください。

※書道用具一式は、2回目から使用しますので、各自ご用意ください。
申し込み・問合せ 1月9日(日)～1月28日(金)までに公民館本館(☎552・1711)へ。

児童手当の額(月額)

第1子 5,000円

市では家庭生活の安定および児童の健全な育成を目的に児童を養育している方に手当の支給や医療費の助成をしています。

児童手当は、3歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年1月から5月までの月分の手当については、その所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。

電話予約・問合せ

市民会館

☎552・1711へ。

- 平成11年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中
- 議案
- 平成11年第11回福生市教育委員会定例会が11月19日に開催され、次の議案について審議されました。

- 平成11年第11回福生市教育委員会定例会が11月19日に開催され、次の議案について審議されました。

- 教育委員会だより
- 教育費に対する意見聴取について
- 夏季休暇水泳指導員報償金等の減額補正及び福生市営競技場整備工事の増額補正で、いずれも同意することに決定しました。

- 文部大臣表彰(地域文化功劳)について
- 東京都教育委員会表彰について

- その他報告事項
- 社会教育施設の年末年始の休みについて
- リサイクル本の配布について
- 各学校における研究発表会の日程について
- 1月の教育委員会定例会は、28日(金)午前10時から教育委員会議室(中央体育館)で行う予定です。

- 日時 2月8日(火)午後1時40分～4時
- 場所 福生第一小学校
- 問合せ 教育委員会指導室(☎552・7711)へ。

- 一 小 学 校 (☎551・0046)へ。

児童手当

福生市児童手当乳幼児医療費助成制度

申請はお済みですか

月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それまでが支給されます。

「きちんと分別」ごみにしないでリサイクル!

までの月分の申請については

前々年の所得が一定額以上

の場合は、所得制限により

助成されません。

これらの手当、医療助成は、

所得制限等の条件がありま

す。また、申請には必要書類

がありますので、事前にお問

い合わせください。

助成されます。

助成される医療費

保険診療、

入院時食事代の自己負担分を

助成されません。

これら

の手当、医療助成は、

所得制限等の条件がありま

す。また、申請には必要書類

がありますので、事前にお問

い合わせください。

助成されます。

これら

の手当、医療助成は、

所得制限等の条件がありま

す。また、申請には必要書類

がありますので、事前にお問

い合わせください。

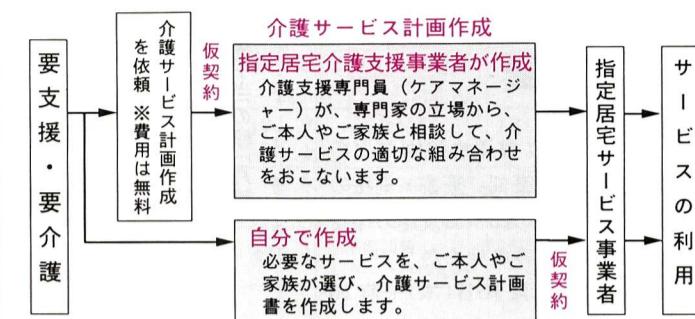
助

申請の次は介護サービス計画の作成を 介護保険申請受付中

◆介護サービスを利用するには

事業者との契約が必要です

4月1日から介護保険制度が始まります。介護サービスが必要な方は、介護認定の申請をしていただきます。判定の結果、要支援・要介護1～5と認定された場合、介護サービスを利用するのは指定事業者と直接契約していただことになります。



なサービスを組み合わせ利用するか)の作成を依頼する時は「指定居宅介護支援事業者」(下表)との契約が、そしてホームヘルパー派遣など各種介護サービスを利用するときは「指定居宅サービス事業者」(詳しくは介護保険課介護サービス係にお問い合わせください)との契約が必要です。

事業者により解約方法、緊急時の対応などが異なる場合がありますので、事業者から「重要事項説明書」により説明を受け、自分であった事業者を選択してください。

※市から認定判定結果通知を受

け取った方は、4月からサービスをすぐ利用できるよう

に、介護サービス計画作成依

頼(費用は無料)をする場合

には、「指定居宅介護支援事業者」と、「自分でサービス計

画を立てる場合には、直接

「指定居宅サービス事業者」と

仮契約を結んでください。本

契約を結んでいただくのは、

国で利用限度額と利用単価が

決まる2月頃の予定です。

指定居宅介護支援事業者

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
介護トータルサービス・サンシャインピラ	福生市	551-1703	ニューフジ居宅介護支援事業所	昭島市	544-5291
ケアサービスいづみ	"	551-7732	特別養護老人ホーム塩船園	青梅市	0428-21-1011
高齢者在宅介護支援センター・加美	"	553-3720	特別養護老人ホーム九十九園	"	0428-74-5105
指定居宅介護支援事業所武藏野	"	553-6633	大洋園居宅介護支援事業所	"	0428-31-3666
福生市社会福祉協議会	"	552-2121	居宅介護支援サービス 倭	"	0428-32-7220
指定居宅介護支援事業所	"	553-8322	新町クリニック	"	0428-31-5331
ふれあいの友	"	555-8611	栄光の杜 指定居宅介護支援事業所	日の出町	597-1536
特別養護老人ホーム 羽村園	羽村市	555-8611	有限会社 うるおい	立川市	570-0877
羽村相互診療所	"	554-5420	アースサポート(株)多摩在宅サービスセンター	八王子市	0426-77-0021
ふくしま薬局	昭島市	545-6361	(株)日本介護サービス八王子支店	"	0426-48-1521
白百合ケアセンター	"	544-7567	多摩ケアマネージメントセンター	"	0426-91-0074
昭島相互病院付属診療所	"	545-2712	フランズペッドダイカルサービス(株)多摩店	調布市	0424-88-3701
昭島相互病院	"	545-2711	(株)明治生命フィナンシェア ランス研究所介護事業部	千代田区	03-3283-9118
東中神訪問看護ステーション	"	546-2919	アースサポート(株)本社	渋谷区	03-3377-7271
昭島市医師会 居宅介護支援事業所	"	541-3112			
のぞみ介護支援センター	"	544-3877			

(平成11年12月1日現在)

国民健康保険だより

らせました。医療費を考えるきっかけにしていただければ幸いです。

異動の届け出は 14日以内に

もし、医療機関にかかる治療費として例えば1、500円を払ったとした場合、全体の医療費はいくらになるでしょう?(わかりやすくするために、薬代は考えないことにします。)

通常、国民健康保険の一般被

保険者が医療機関にかかると、

かかった費用の3割(退職被保険者等は2割)を窓口で自己負担と

して払います。この場合1、逆

500円が3割分ですから、逆

算すると5、000円が医療費

となります(言い換えれば、

被保険者に3、500円を「現物

がかかるているのです。

このしくみ、ご存じでしたか。

※昨年12月末に、「9月に医療機

関にかかった方」や「柔道整

復師からの10月請求分」のう

ち一定額を超えるものについ

て「医療費通知」としてお知

り合せ 介護保険課(内線365～368)へ。

※始まる前の準備期間中のため

お知らせが申請日から30日過

ぎことがあります。制度が

始まる前、審査判定延期の通知ができます。

せんが、「了承ください。

問合せ 介護保険課(内線365～368)へ。

※昨年12月末に、「9月に医療機

関にかかった方」や「柔道整

復師からの10月請求分」のう

ち一定額を超えるものについ

て「医療費通知」としてお知

り合せ 介護保険課(内線365～368)へ。

※始まる前の準備期間中のため

お知らせが申請日から30日過

ぎことがあります。制度が

始まる前、審査判定延期の通知ができます。

せんが、「了承ください。

問合せ 介護保険課(内線365～36